

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第84号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

(鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和30年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(年金である恩給の受給手続) 第39条 略 2 <u>恩給法第11条第1項ただし書に規定する株式会社日本政策金融公庫</u> 及別二法律ヲ以テ定ムル金融機関(以下「 <u>株式会社日本政策金融公庫等</u> 」という。)は、恩給給与金請求書(別記第33号様式)を作成し、これを支給期月の5日までに知事に提出しなければならない。 3 略	(年金である恩給の受給手続) 第39条 略 2 <u>条例第8条第1項ただし書に規定する国民生活金融公庫</u> 及別二法律ヲ以テ定ムル金融機関(以下「 <u>国民生活金融公庫等</u> 」という。)は、恩給給与金請求書(別記第33号様式)を作成し、これを支給期月の5日までに知事に提出しなければならない。 3 略
(恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外) 第40条 <u>株式会社日本政策金融公庫等</u> に恩給証書を担保に供した者は、その期間中 <u>前条第1項及び第3項</u> に規定する手続を要しない。	(恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外) 第40条 <u>国民生活金融公庫等</u> に恩給証書を担保に供した者は、その期間中 <u>前条</u> に規定する手続を要しない。

(鳥取県恩給給与細則の一部改正)

第2条 鳥取県恩給給与細則(昭和30年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(年金である恩給の受給手続) 第9条 略 2 <u>恩給法第11条第1項ただし書に規定する株式会社日本政策金融公庫</u> 及別二法律ヲ以テ定ムル金融機関	(年金である恩給の受給手続) 第9条 略 2 <u>恩給法第11条第1項ただし書に規定する国民生活金融公庫</u> 及別二法律ヲ以テ定ムル金融機関(以下

<p>(以下「株式会社日本政策金融公庫等」という。)</p> <p>は、恩給給与金請求書を作成し、これを支給期月の5日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外)</p> <p>第10条 <u>株式会社日本政策金融公庫等</u>に恩給証書を担保に供した者は、その期間中<u>前条第1項及び第3項</u>に規定する手続を要しない。</p>	<p>「<u>国民生活金融公庫等</u>」という。)は、恩給給与金請求書を作成し、これを支給期月の5日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外)</p> <p>第10条 <u>国民生活金融公庫等</u>に恩給証書を担保に供した者は、その期間中<u>前条</u>に規定する手続を要しない。</p>
--	--

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。